

## 10. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 10.1. 専門家等による技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容は、表 10.1-1に示すとおりです。

表 10.1-1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	所属・経歴	技術的助言の内容
大気質	大気質	大学教授	・環境影響評価の項目並びに調査の手法等について問題ない。
騒音、振動、 低周波音	騒音、振動	大学准教授	・環境影響評価の項目並びに予測の手法について問題ない。 ・調査地点は病院、住居、教育福祉施設の他、影響が懸念される施設にも留意して設定すること。
水質	水質	大学教授	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・調査地点は、当該道路が渡河する箇所留意して設定すること。
地形及び地質	地形及び地質	博物館職員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・調査時期は草が繁茂していない冬季が望ましい。
動物、生態系	哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類	元博物館館長	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査地点を設定すること。 ・陸産貝類、淡水産貝類については、底生動物調査の中で確認に努めると良い。
動物	鳥類、猛禽類	元レッドデータブック改訂委員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。
	魚類	大学教授	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。
	昆虫類	元レッドデータブック改訂委員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。 ・改訂された三重県レッドデータブックで追加された重要種に留意すること。
植物	植物	元レッドデータブック改訂委員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象種と地域特性に応じて調査時期を設定すること。 ・維管束植物の調査を行う中で確認された蘚苔類についても調査すると良い。

## 10.2. 環境影響評価の項目

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目等について、配慮書での検討結果を踏まえ、以下の省令に基づく技術指針を参考にしながら、事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

選定した環境要素は14項目であり、環境影響評価の項目及びその選定理由は、表10.2-1に示すとおりです。

- 「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月12日建設省令第10号、最終改正：平成27年6月1日国土交通省令第43号)
- 「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月12日建設省令第19号、最終改正：令和元年6月28日国土交通省令第20号) (以下、両省令を合わせて「国土交通省令」という。)
- 「三重県環境影響評価技術指針」(平成11年5月25日三重県告示第274号、最終改正：平成28年4月1日三重県告示第254号)

表 10.2-1 環境影響評価の項目及び選定の理由

環境要素の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由	
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	物の除去	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(嵩上式)の存在		自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	●	●						○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
			浮遊粒子状物質 (SPM)	●	●							○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
			粉じん等	○	○								
		騒音	騒音	○	○							○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
		振動	振動	○	○							○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられます。
		低周波音	低周波音									●	〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架の区間において、自動車の走行に伴い発生する低周波音による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
	水環境	水質	水の濁り			●	●	●					〔工事〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に河川等の公共用水域が存在し、工事の実施に伴う工事施工ヤードや工事用道路の設置、切土工等に伴い発生する水の濁りによる影響を及ぼす可能性が考えられます。
	土壌に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な地形が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。
	その他の環境	その他の環境要素	日照障害							○			〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、嵩上式の区間において、道路の存在に係る日照障害の影響が考えられます。
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●				○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な種が確認されており、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
植物		重要な種及び群落					○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な種及び群落が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
生態系		地域を特徴づける生態系					○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に地域を特徴づける生態系が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○			〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観が存在し、道路の存在による影響が考えられます。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○			〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、道路の存在による影響が考えられます。	
歴史的文化的な遺産の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物(動物及び植物に係るものを除く。)及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所						★		★		〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に、史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○							〔工事〕切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生し、都市計画対象道路事業実施区域外に搬出される建設副産物による影響が考えられます。	

注1) 項目選定を示す記号の意味は以下の通りです。

○：国土交通省令に示されている参考項目、●：国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、★：国土交通省令に示されていない項目であるものの、三重県環境影響評価技術指針において示されている項目、太枠：配慮書で選定された計画段階配慮事項

注2) 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいいます。

注3) 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。

注4) 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。

注5) 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。

注6) 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。

注7) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。

注8) 「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。

注9) 「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいいます。

### **10.3. 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法**

環境影響評価の各項目について、選定した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表 10.3-1に示すとおりです。

表 10.3-1 (1) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働により二酸化窒素、浮遊粒子状物質が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 大気質（二酸化窒素等）については、対象区域に一般環境大気測定局として、鈴鹿算所保育所測定局が存在します。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働 <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況</li> <li>浮遊粒子状物質の濃度の状況</li> <li>気象（風向及び風速、日射量、雲量）の状況</li> </ul> </li> <li>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況</li> <li>浮遊粒子状物質の濃度の状況</li> <li>気象（風向及び風速）の状況</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）に規定される測定方法により行います。</li> <li>浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）に規定される測定方法により行います。</li> </ul> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で窒素酸化物の濃度の変化が考えられる箇所ごとに、また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、季節ごとのそれぞれ 1 週間を基本とします。 調査時間帯は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>拡散式（ブルーム式及びパフ式）による方法で行い、年平均値を予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上 1.5m とします。</li> <li>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用道路の接続が予想される既存道路に設定された予測断面において官民境界の地上 1.5m の高さ とします。</li> </ul> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、建設機械の稼働については、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。 工事用車両の運行については、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働、工事用車両の運行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>二酸化窒素については、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）、浮遊粒子状物質については、「大気の汚染に係る環境基準」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）を参考に選定しました。</p>
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により二酸化窒素、浮遊粒子状物質が発生します。	平成 29 年度における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.029ppm、自排局の国道 25 号亀山局で 0.026ppm となっており、環境基準を達成しています。 平成 29 年度における浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.042mg/m <sup>3</sup> 、自排局の国道 25 号亀山局が 0.036mg/m <sup>3</sup> となっており、環境基準を達成しています。 気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去 10 年間の平均風速は 2.4m/s、最多風向は西北西です。				

表 10.3-1 (2) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の 大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の 選定理由
	環境要素の 区分	影響要因の 区分			調 査 の 手 法	予 測 の 手 法	評 価 の 手 法	
大気環境 (大気質)	二酸化窒素、 浮遊粒子状 物質	土地又は工作物の存 在及び供用 (自動車の走行)	都市計画対象道路は、 車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路と して計画されており、主 な構造は盛土・切土及び 橋梁・高架です。 都市計画対象道路にお ける自動車の走行に伴い 窒素酸化物及び浮遊粒子 状物質が発生します。	都市計画対象道路事業実施 区域及びその周囲に住居等の 保全対象が存在します。 大気質（二酸化窒素等）に ついては、対象区域に一般環 境大気測定局として、鈴鹿算 所保育所測定局が存在しま す。 平成 29 年度における二酸化 窒素の日平均値の年間 98%値 は、一般局の鈴鹿算所保育所 局で 0.029ppm、自排局の国道 25号亀山局で0.026ppmとな っており、環境基準を達成して います。 平成 29 年度における浮遊粒 子状物質の日平均値の 2%除外 値は、一般局の鈴鹿算所保育 所局で 0.042mg/m <sup>3</sup> 、自排局の 国道 25 号亀山局が 0.036mg/m <sup>3</sup> となっており、環境基準を達 成しています。 気象については、対象区域 に地域気象観測所として、亀 山地域気象観測所が存在しま す。過去 10 年間の平均風速は 2.4m/s、最多風向は西北西で す。	1. 調査すべき情報 ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・気象（風向及び風速）の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集 並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）に規定される測定方法により行 います。 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環 境庁告示 73 号）に規定される測定方法により行いま す。 ・風向、風速の状況 地上気象観測指針（気象庁、2002 年）による方法 により行います。 3. 調査地域 調査地域は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る 環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内 において、住居等が存在する、あるいは将来の立地 が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点に対応させ、濃度変化があ ると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況 が得られる箇所ごとに設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連 続測定を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 拡散式（プルーム式及びパフ式） による方法で行い、年平均値を予測 します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとし ます。 3. 予測地点 予測地点は、道路構造及び交通条 件が変化するとに区間を分割し、 その区間において地域を代表する 地点、特に影響を受けるおそれがあ る地点、保全すべき対象等への影響 を的確に把握できる地点とします。 予測地点の高さは原則として地上 1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発 生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る二酸化 窒素、浮遊粒子状物質に関す る影響が、事業者により実行 可能な範囲内でできる限り回 避され、又は低減されており、 必要に応じその他の方法によ り環境の保全についての配慮 が適正になされているかどう かについて、見解を明らかに することにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の 検討 二酸化窒素については、「二 酸化窒素に係る環境基準につ いて」（昭和 53 年 7 月 11 日環 境庁告示第 38 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）、浮 遊粒子状物質については、「大 気の汚染に係る環境基準」（昭 和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環 境庁告示 73 号）に規定する環 境基準と調査及び予測の結果 との間に整合が図られている かどうかを評価します。	事業特性及び地域 特性並びに配慮書の 検討を踏まえ、技術手 法を参考に選定しま した。

表 10.3-1 (3) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	粉じん等	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働により粉じん等が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、大気質（粉じん等）については、対象区域に一般環境大気測定局（鈴鹿算所保育所）、自動車排出ガス測定局（国道 25 号亀山）、ダイオキシン類調査地点（神戸高等学校）があります。 気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去 10 年間の平均風速は 2.4m/s、最多風向は西北西です。	1. 調査すべき情報 ・気象（風向及び風速）の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・風向・風速の状況 「地上気象観測指針」（気象庁、2002 年）による方法により行います。 3. 調査地域 調査地域は、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、季節ごとのそれぞれ 1 週間を基本とします。 調査時間帯は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析により、季節別に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 ・建設機械の稼働 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上 1.5m とします。 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用道路の予測断面における官民境界の地上 1.5m とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設機械の稼働については、工事の区分ごとに環境影響が最大となる時期とします。 工事用車両の運行については、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事用車両の運行による粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により粉じん等が発生します。					

表 10.3-1 (4) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働時に騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、一般環境騒音については亀山市の 8 地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 1 地点で測定を行っています。 一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。 道路交通騒音の測定地点のうち 1 地点において要請限度を超過しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域は騒音規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域となっています。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の状況</li> <li>・地表面の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の状況</li> </ul> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 66 号) に規定される騒音の測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地表面の状況</li> </ul> <p>現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所を選定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の建設工事騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地の境界線とします。予測地点の高さは、原則として地上 1.2m とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 66 号) 及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号、令和元年 6 月 25 日三重県規則第 11 号) に規定する基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。



表 10.3-1 (5) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、一般環境騒音については亀山市の 8 地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 1 地点で測定を行っています。 一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。 道路交通騒音の測定地点のうち 1 地点において要請限度を超過しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の状況</li> <li>・沿道の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の状況</li> </ul> <p>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定される騒音の測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道の状況</li> </ul> <p>現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面の官民境界とします。予測地点の高さは、地上 1.2m とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>工事用車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「騒音規制法第 17 条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度」(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)及び「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (6) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 自動車の走行に伴う道路交通騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、一般環境騒音については亀山市の 8 地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 1 地点で測定を行っています。 一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。 道路交通騒音の測定地点のうち 1 地点において要請限度を超過しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の状況</li> <li>都市計画対象道路事業により改築される道路の沿道の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の状況</li> <li>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定される騒音の測定方法により行います。</li> <li>沿道の状況</li> <li>現地踏査による目視で行います。</li> </ul> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とし、調査・予測区間毎に設定します。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>騒音の状況の調査地点は、予測地点の周辺で調査地域を代表すると考えられる地点とします。 沿道の状況の調査地点は、予測地点の周辺で、調査地域を代表すると考えられる区域とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間(以下「幹線道路近接空間」という。)とその背後地の各々に設定します。 予測地点の高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的な高さとしします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (7) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働時に振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 また、都市計画対象道路事業実施区域は振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域となっています。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の状況（地盤種別）</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の状況</li> <li>表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行います。</li> </ul> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>原則として事例の引用又は解析により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、平成27年4月20日環境省令第19号）第11条の敷地の境界線とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、平成27年4月20日環境省令第19号）に規定する「特定建設作業の規制に関する基準」及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号、令和元年6月25日三重県規則第11号）に規定する基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (8) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、亀山市の 6 地点で道路交通振動の測定を行っています。 道路交通振動の全ての測定地点において、要請限度を達成しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動の状況</li> <li>・地盤の状況（地盤種別）</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動の状況</li> </ul> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の状況</li> </ul> <p>表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、振動の状況を代表すると認められる 1 日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯において昼間及び夜間の区分毎に 1 時間当たり 1 回の測定を 4 回（合計 8 回）行うことを原則とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における官民境界とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事用車両台数が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>工事用車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (9) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 自動車の走行に伴う道路交通振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、亀山市の 6 地点で道路交通振動の測定を行っています。 道路交通振動の全ての測定地点において、要請限度を達成しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況</li> <li>地盤の状況（地盤種別及び地盤卓越振動数）</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況</li> </ul> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤の状況</li> </ul> <p>地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求める方法により行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、原則として予測地点に対応させ、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる地点を選定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>振動レベルは、当該道路の振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回の測定を 4 回（合計 8 回）行うことを原則とします。 地盤卓越振動数は、原則として 10 回以上の測定を行うものとします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80% レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、都市計画対象道路において道路構造、交通条件が変化すると住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における都市計画対象道路の区域の境界を設定することを原則とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (10) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (低周波音)	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 橋梁・高架構造となる区間において、自動車の走行に伴う低周波音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、低周波音の測定は行われていません。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査すべき情報 ・住居等の位置</li> <li>2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料又は現地踏査により行います。</li> <li>3. 調査地域 調査地域は、道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予測の基本的な手法 既存調査結果より導かれた予測式による方法により予測します。</li> <li>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</li> <li>3. 予測地点 予測地域において高架若しくは橋梁の上部工形式又は交通条件が変化すると区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を選定します。 予測地点は、この代表断面における住居等の位置の地上 1.2m を原則とします。</li> <li>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</li> </ol>	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (11) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施 (切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事中の切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に伴い水の濁りが発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には鈴鹿川、安楽川、八島川、御幣川、芥川などの河川があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水象の状況（流量、浮遊物質量等）</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水象の状況</li> </ul> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、平成31年3月20日環境省告示第46号）や「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に示される方法を参考として行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において水象の状況を適切に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度として、原則として月1回、1年以上とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置により生じる水の濁りの程度について、類似事例を用いて推定する方法により行います。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を与える時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (12) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る環境 (地形及び地質)	重要な地形及び地質	工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には三重県自然環境保全調査書に記載された水沢扇状地があります。	1. 調査すべき情報 ・地形及び地質の概況 ・重要な地形の分布、状態及び特性  2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査は、主として目視により行います。  3. 調査地域 調査地域は、影響範囲や重要な地形が分布する箇所の地形状況及び都市計画対象道路事業実施区域の位置関係等から、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を把握できる範囲を設定します。  4. 調査地点 調査は、調査地域の中で代表的な調査ルートを選定して行います。調査地点は、その中で、重要な地形の特性及び変化を適切に把握できる地点とします。  5. 調査期間等 調査期間は、重要な地質の特性や変化を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 都市計画対象道路事業に伴う土地の改変範囲とその程度を把握し、重要な地形の分布範囲を重ね合わせるにより改変の程度を予測します。  2. 予測地域 予測地域は、調査地域にあつて、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形への影響が予測される地域とします。  3. 予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形への影響が予測される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、並びに道路の存在に係る重要な地形に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。					
その他の環境	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用 (道路(嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 橋梁・高架となる区間において、日影が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。	1. 調査すべき情報 ・土地利用の状況 ・地形の状況  2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理により行います。  3. 調査地域 調査地域は、高架構造物の周辺地域において、日照障害が予想される範囲(冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲)を含む地域とします。  4. 調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき情報を適切に把握することができる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成により、冬至日の等時間日影の範囲を予測します。  2. 予測地域 予測地域は、調査地域内にあつて、住居等の保全対象、又は将来これらの立地予定がある箇所を含む地域とします。  3. 予測地点 予測地点は、予測地域内にあつて、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。  4. 予測対象時期等 予測対象時期は、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路(嵩上式)の存在に係る日照障害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。



表 10.3-1 (13) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働に伴う騒音により、重要な種等への著しい影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、既存文献・資料によると、哺乳類で5種、鳥類で52種、爬虫類で2種、両生類で8種、魚類で22種、昆虫類及びクモ類で154種、その他無脊椎動物で37種が抽出されました(海産、汽水性のものを除く)。	1. 調査の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、騒音について調査します。	1. 予測の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響の程度を類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工用道路等の設置並びに道路の存在に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 (工事施工ヤード及び工用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工用道路等の設置により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。		1. 調査すべき情報 ・動物相の状況(脊椎動物及び昆虫類並びに貝類及び十脚甲殻類等) ・重要な種等の状況(生態、分布、生息の状況、生息環境の状況)	1. 予測の基本的な手法 重要な種等の生息地が消失・縮小する程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。		
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。		2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・動物相の状況、重要な種等の分布及び生息の状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地踏査において目視確認する方法とします。	2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。		
				3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。 ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。				
				4. 調査地点 ・動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 ・重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。				
				5. 調査期間等 ・動物相の状況 春夏秋冬の4季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期とします。 ・重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期に設定します。				

表 10.3-1 (14) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	<p>工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）</p>	<p>都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p> <p>都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p>	<p>対象区域は台地・丘陵地及び低地によって構成されており、台地は雑木林や茶畑、宅地等として利用され、低地は広く水田として利用されており、既存文献・資料によると、102科361種の重要な種が抽出されました。</p> <p>また、対象区域内の重要な植物群落として、国指定天然記念物の金生水沼沢植物群落があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植物相（種子植物、シダ植物等）及び植生の状況</li> <li>重要な種及び群落の状況（生態、分布、生育の状況、生育環境の状況）</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の分布、生育状況</li> </ul> <p>現地踏査により、個体の目視、必要に応じ個体の採取により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種・群落の生育環境の状況</li> </ul> <p>現地踏査により、目視確認することにより行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度の範囲を目安とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植物相及び植生の状況</li> </ul> <p>調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種及び群落の状況</li> </ul> <p>重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植物相の状況</li> </ul> <p>春夏秋の3季実施することを基本とし、調査地域に生育する植物を確認しやすい時期とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植生の状況</li> </ul> <p>春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種及び群落の状況</li> </ul> <p>重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種・群落の生育地が消失・縮小する区間及び程度を把握し、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表 10.3-1 (15) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	対象区域の自然環境の類型区分は、「山地の樹林地」、「山地の水田」、「台地、丘陵地の樹林地」、「台地、丘陵地の耕作地」、「台地、丘陵地の水田」、「低地の樹林地」、「低地の水田」、「低地の草地」、「開放水域」、「市街地・その他」の10区分となります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物その他の自然環境に係る概況</li> <li>・地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況(生態、その他の動植物との食物連鎖上の関係及び共生の関係、分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況)</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、「動物」及び「植物」と同様とします。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲を目安とします。 ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p>4. 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物その他の自然環境に係る概況</li> </ul> <p>調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注目種・群集の状況</li> </ul> <p>注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物その他の自然環境に係る概況</li> <li>「動物」及び「植物」と同様とします。</li> <li>・注目種・群集の状況</li> </ul> <p>注目種・群集及びその生息・生育環境の状況を確認しやすい時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。					

表 10.3-1 (16) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。道路の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域は、主として鈴鹿川沿いの低地部に見られる田園景観で構成されています。都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、主要な眺望点として鈴鹿フラワーパーク等、景観資源として鈴鹿山脈や水沢扇状地、伊勢の海県立自然公園等があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点の状況</li> <li>・景観資源の状況</li> <li>・主要な眺望景観の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査については、「主要な眺望景観の状況」について、写真撮影により視覚的に把握します。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離(都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲を目安)を考慮して設定し、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び都市計画対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源の改変については、都市計画対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。主要な眺望景観の変化については、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、眺望景観の変化の程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変並びに主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、都市計画対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観への影響を明らかにする上で必要な時期を設定します。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>道路の存在による景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表 10.3-1 (17) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、鈴鹿川サイクリングロードや鈴鹿青少年の森等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・触れ合い活動の場の概況</li> <li>・主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査は、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握するとともに、活動内容を把握します。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路が触れ合い活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲（都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安）において、主要な触れ合い活動の場が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、触れ合い活動の場が存在する地点や都市計画対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況を踏まえ、それらを適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度や利用性・快適性の変化の程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変や利用性・快適性の変化が生じる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、都市計画対象道路事業の完成時において、主要な触れ合い活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期を設定します。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (18) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の消失又は縮小が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域には、伊勢国府跡の一部、峯城跡、旧小林家住宅及び能褒野王塚古墳が存在します。	1. 調査すべき情報 ・史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるものの状況 ・埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況  2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査は、「史跡等の状況」について現地踏査による目視で行います。  3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の区域とします。  4. 調査地点 調査地域における史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。  5. 調査期間等 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間とします。	1. 予測の基本的な手法 史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行います。  2. 予測地域 調査地域のうち、環境影響を受けおそれがあると認められる地域とします。  3. 予測対象時期等 環境影響を的確に把握できる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、並びに道路の存在に係る史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、三重県環境影響評価技術指針を参考に選定しました。
廃棄物等		建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物等による影響が考えられます。	鈴鹿市には中間処理施設が20箇所、最終処分施設が1箇所、亀山市には中間処理施設が6箇所存在します。	予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査します。	1. 予測の基本的な手法 切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設副産物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。  2. 予測地域 予測地域は、廃棄物等が発生する都市計画対象道路事業実施区域を基本とします。  3. 予測対象時期等 予測対象時期は、廃棄物等の発生する期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。